

単価契約仕様書

環境政策局適正処理施設部施設管理課
(担当：麻生 222-3964)

| | |
|-------|--|
| 件名 | 産業廃棄物（石膏ボード）の処理業務 |
| 形状・寸法 | 仕様書のとおり |
| 予定数量 | 仕様書のとおり |
| 履行期間 | 契約の日から令和9年3月31日まで |
| 契約条件 | <p>1 総則 本業務は、京都市契約事務規則および関係法令等を遵守し、本仕様書に基づき完全に履行すること。</p> <p>2 処理の基準 本業務は、各事業所から排出される産業廃棄物（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず類の区分）のうち、品目は「石膏ボード」であり、処理は次に定めるところにより実施する。</p> <p>(1) 受託者の条件 本業務の受託者は、その施設について京都市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業（中間処理）の許可を受けていること。</p> <p>(2) 処理方法 受託者は、排出された産業廃棄物を許可施設にて適正に処分すること。</p> <p>(3) 搬入方法 ア 各事業所から排出される産業廃棄物（石膏ボード）の搬入は、本市が自ら行うものとする。 イ 搬入予定期間は、初回は令和8年5月18日から令和8年5月29日までとし、2回目以降の搬入期間は都度協議し決定する。</p> <p>(4) マニフェストの運用 ア 本業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを利用して実施するか、または産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を交付することにより実施すること。 イ 紙マニフェストを交付する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3の規定に従い、以下に定める手順のとおり、紙マニフェストの回付、送付、保存を行うこと。</p> |

コメントの追加 [K1]: 年度末までにして単価契約

| | |
|--|---|
| | <p>本業務の受託者は、収集運搬業者から紙manifestoを受領した際、廃棄物受領時に必要事項を記入のうえ、B1票およびB2票を収集運搬業者に手渡すこと。</p> <p>本業務の受託者は、処理終了後、残るmanifestoに必要事項を記入のうえ、C2票を収集運搬業者に、D票を各事業所へそれぞれ10日以内に送付すること。</p> <p>本業務の受託者は、処理後の廃棄物を売却した場合は売却先を記入のうえ、E票を各事業所へ10日以内に送付すること。</p> <p>3 処理予定量</p> <p>契約期間における収集予定量は1200キログラムを見込んでいるが、この見込み数値は予測であり、本市の都合により増減する可能性がある。</p> <p>4 委託料</p> <p>委託料は、処理量（キログラム）に契約単価を乗じて算出し、京都市が指定する方法により請求すること。</p> <p>5 報告等</p> <p>本業務の受託者は、搬入量および処分結果報告書を翌月14日までに環境政策局適正処理施設部施設管理課に提出すること。</p> <p>6 その他</p> <p>本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとする。</p> |
|--|---|

コメントの追加 [K2]: 石膏ボードは600kgで1立米

【参考】排出事業所一覧（紙manifestoの返送先も同様）

| 名称 | 位置 | 電話番号 |
|-------------|-----------------|----------|
| 南部クリーンセンター | 京都市伏見区横大路八反田29 | 611-5362 |
| 東北部クリーンセンター | 京都市左京区静海市原町1339 | 741-1003 |